

知立市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な者の成年後見制度の利用を支援するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、民法（明治31年法律第9号）第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 市長が審判請求を行う者は、65歳以上の者、知的障害者又は精神障害者で、次の各号のいずれにも該当し、かつ、審判請求が必要と認められるものとする。

- (1) 知立市に住所を有する者
- (2) 民法第7条、第11条又は第14条第1項に定める状態にある者で審判請求を行うことが困難なもの
- (3) 配偶者及び四親等内の親族（以下「配偶者等」という。）がいない者又は配偶者等がいても配偶者等に審判請求を期待することが困難な者

(審判請求の要否)

第3条 市長は、前条の対象者と見込まれる者を把握したときは、速やかに当該対象見込者の生活実態及び心身の状況等を調査し、審判請求の要否を決定するものとする。

(審判請求の手續)

第4条 審判請求に係る手續きは、審判請求対象者の住所地を管轄する家庭裁判所（以下「管轄家庭裁判所」という。）の定めるところによるものとする。

(審判請求費用の負担)

第5条 市長は、審判請求対象者が介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする重度の痴呆性高齢者又は知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、審判請求に要する費用の全部又は一部について、管轄家庭裁判所に対して非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条に規定する費用負担命令の申立を行わない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (3) 審判請求に要する費用を負担することとなると成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる者

2 市長は、前項に定める者以外の者にあつては、審判請求に要する費用の全部又は一部について、管轄家庭裁判所に対して非訟事件手続法第28条に規定する費用負担命令の申立を行い、管轄家庭裁判所が関係人に費用負担を命じたときは、当該関係人に対して審判請求に要する費用を請求する。

（後見人等に係る報酬の負担）

第6条 市長は、審判請求により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された場合で、被成年後見人、被保佐人又は被補助人が介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする重度の痴呆性高齢者又は知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、後見人等の報酬の全部又は一部を負担するものとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に該当する者
- (2) 後見人等の報酬を負担することとなると成年後見制度の利用が困難な状況にあると認められる者

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。